

令和7年3月定例会渋川市議会議長記者会見

- ・日時 令和7年3月28日（金）
市長定例記者会見終了後
- ・場所 市役所本庁舎3階 応接室

- 1 議長2期目の抱負について
- 2 令和7年3月定例会の議決結果について
- 3 議会改革委員会の経過報告
 - （1）渋川市議会ハラスメント防止条例施行規程について
 - （2）常任委員会の動画配信について
- 4 議員の通年ノーネクタイについて
- 5 その他

令和7年3月渋川市議会定例会議決一覧表

◎議員提出議案

議案番号等	件 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議決の 結 果
議員提出議案 第1号	渋川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部 を改正する条例	7.3.24	7.3.25	原案可決 全員一致
議員提出議案 第2号	事務調査経費の決議	7.3.25	7.3.25	原案可決 全員一致

◎市長提出議案

議案番号等	件 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議決の 結 果
報告第2号	市長専決処分の報告について(和解及び損害賠償 の額を定めることについて)	7.3.21	7.3.25	報 告
議案第13号	渋川市教育委員会委員の任命の同意について	7.2.27	7.2.27	同 意 全員一致
議案第14号	渋川市農業委員会委員の任命の同意について	7.2.27	7.2.27	同 意 全員一致
議案第15号	渋川市農業委員会委員の任命の同意について	7.2.27	7.2.27	同 意 全員一致
議案第16号	渋川市農業委員会委員の任命の同意について	7.2.27	7.2.27	同 意 全員一致
議案第17号	渋川市農業委員会委員の任命の同意について	7.2.27	7.2.27	同 意 全員一致
議案第18号	渋川市農業委員会委員の任命の同意について	7.2.27	7.2.27	同 意 全員一致
議案第19号	渋川市農業委員会委員の任命の同意について	7.2.27	7.2.27	同 意 全員一致
議案第20号	渋川市農業委員会委員の任命の同意について	7.2.27	7.2.27	同 意 全員一致
議案第21号	渋川市農業委員会委員の任命の同意について	7.2.27	7.2.27	同 意 全員一致

議案第22号	渋川市農業委員会委員の任命の同意について	7.2.27	7.2.27	同意 全員一致
議案第23号	渋川市農業委員会委員の任命の同意について	7.2.27	7.2.27	同意 全員一致
議案第24号	渋川市農業委員会委員の任命の同意について	7.2.27	7.2.27	同意 全員一致
議案第25号	渋川市農業委員会委員の任命の同意について	7.2.27	7.2.27	同意 全員一致
議案第26号	渋川市農業委員会委員の任命の同意について	7.2.27	7.2.27	同意 全員一致
議案第27号	渋川市農業委員会委員の任命の同意について	7.2.27	7.2.27	同意 全員一致
議案第28号	渋川市農業委員会委員の任命の同意について	7.2.27	7.2.27	同意 全員一致
議案第29号	渋川市農業委員会委員の任命の同意について	7.2.27	7.2.27	同意 全員一致
議案第30号	渋川市農業委員会委員の任命の同意について	7.2.27	7.2.27	同意 全員一致
議案第31号	渋川市農業委員会委員の任命の同意について	7.2.27	7.2.27	同意 全員一致
議案第32号	渋川市農業委員会委員の任命の同意について	7.2.27	7.2.27	同意 全員一致
議案第33号	人権擁護委員候補者の推薦について	7.2.27	7.2.27	同意 全員一致
議案第34号	人権擁護委員候補者の推薦について	7.2.27	7.2.27	同意 全員一致
議案第35号	人権擁護委員候補者の推薦について	7.2.27	7.2.27	同意 全員一致
議案第36号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致
議案第37号	渋川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致
議案第38号	渋川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び渋川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致

議案第39号	渋川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致
議案第40号	渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致
議案第41号	渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致
議案第42号	渋川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致
議案第43号	渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致
議案第44号	渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致
議案第45号	渋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致
議案第46号	渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致
議案第47号	渋川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致
議案第48号	渋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致
議案第49号	渋川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致
議案第50号	渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致
議案第51号	渋川市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致
議案第52号	渋川市建築基準法関係手数料条例等の一部を改正する条例	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致
議案第53号	渋川市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致
議案第54号	渋川市下水道条例の一部を改正する条例	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致
議案第55号	令和6年度渋川市一般会計補正予算(第10号)	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致

議案第56号	令和6年度渋川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致
議案第57号	令和6年度渋川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致
議案第58号	令和6年度渋川市介護保険特別会計補正予算(第4号)	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致
議案第59号	令和6年度渋川市農産物直売事業特別会計補正予算(第1号)	7.2.27	7.3.6	原案可決 全員一致
議案第60号	令和7年度渋川市一般会計予算	7.2.27	7.3.25	原案可決 多数決
議案第61号	令和7年度渋川市国民健康保険特別会計予算	7.2.27	7.3.25	原案可決 全員一致
議案第62号	令和7年度渋川市後期高齢者医療特別会計予算	7.2.27	7.3.25	原案可決 全員一致
議案第63号	令和7年度渋川市介護保険特別会計予算	7.2.27	7.3.25	原案可決 全員一致
議案第64号	令和7年度渋川市農産物直売事業特別会計予算	7.2.27	7.3.25	原案可決 全員一致
議案第65号	令和7年度渋川市伊香保温泉観光施設事業特別会計予算	7.2.27	7.3.25	原案可決 全員一致
議案第66号	令和7年度渋川市小野上温泉事業特別会計予算	7.2.27	7.3.25	原案可決 全員一致
議案第67号	令和7年度渋川市交流促進センター事業特別会計予算	7.2.27	7.3.25	原案可決 全員一致
議案第68号	令和7年度渋川市水道事業会計予算	7.2.27	7.3.25	原案可決 全員一致
議案第69号	令和7年度渋川市下水道事業等会計予算	7.2.27	7.3.25	原案可決 全員一致
議案第70号	渋川市監査委員の選任の同意について	7.3.7	7.3.7	同意 全員一致
議案第71号	令和7年度渋川市水道事業会計補正予算(第1号)	7.3.7	7.3.25	原案可決 全員一致
議案第72号	令和7年度渋川市水道事業会計補正予算(第2号)	7.3.21	7.3.25	原案可決 全員一致

令和7年3月定例会において賛否の分かれた表決結果一覧

		中澤 功史	埴田 裕之	高野 佳美	高澤 幹	福島 丘 泰	後藤 弘一	反町 英孝	板倉 正和	田村 なつ江	田中 猛夫	山内 崇仁	田邊 寛治	安力川 信之	加藤 幸子	茂木 弘伸	須田 勝	望月 昭治	角田 喜和	○:賛成 ●:反対
市長提出議案第60号 令和7年度渋川市一般会計予算	原案	○	●	○	●	○	○	○	○	○	●	●	●	／	○	○	●	●	○	
	修正案	●	○	●	○	●	●	●	●	●	○	○	○	／	●	●	○	○	○	可決 否決

※安力川議長は表決には参加せず、可否同数の場合のみ裁決します。

渋川市議会ハラスメント防止条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川市議会ハラスメント防止条例（令和6年渋川市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(相談窓口の設置)

第3条 条例第6条に規定するハラスメントの相談窓口は議会事務局長（以下「事務局長」という。）とし、事務局長に事故があるときは、議長が指名をする者がその職務を代理する。

(ハラスメントの通報)

第4条 ハラスメントに関する相談及び苦情申立て（以下「苦情申立て等」という。）をしようとする職員又は議員（以下「申立人」という。）からの通報は、次に掲げる方法のいずれかにより受け付けるものとする。

(1) 庁内イントラネットの通報専用アカウントへメールによる通報

(2) 相談窓口へ口頭又は電話等による通報

2 苦情申立て等を受けた事務局長は、ハラスメント苦情申立て等整理簿（別記様式第1号）に必要事項を記載し、遅滞なく議長に報告するものとする。

(審査会の組織)

第5条 条例第7条に規定する審査会の名称は「渋川市議会ハラスメント審査委員会（以下「委員会」という。）とし、委員会の委員（以下「委員」という。）は次に掲げる者をもって当てる。

(1) 各会派の代表者

(2) 議長が必要に応じて指名する者

2 会派の代表者が当該ハラスメントの当事者（以下「当該議員」という。）である場合は、当該会派の構成員のうち当該議員でない構成員1名を議長が指名するものとする。会派の構成員がすべて当該議員である場合は、当該会派からは委員を選出しないものとする。

- 3 委員会の委員長、副委員長は互選で決定する。委員長は会務を総理し、委員会を代表する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 議長が必要に応じて指名する者については、申立人と同性の委員を指名するよう務めるものとする。
- 5 委員の任期は、第6条第5項の規定による当該事案の報告書を議長に提出する日までとする。

(委員会の会議)

第6条 委員会は委員長が招集する。ただし、当該事案の最初に招集する会議は議長が招集するものとする。なお、委員会は委員の半数以上の出席をもって、開催することができる。

- 2 会議は非公開（秘密会）とし、委員外議員の傍聴は認めない。
- 3 委員会での事実関係の調査に際し、申立人及び当該議員は、必要な助言を得るため弁護士等を同席させることができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を述べさせることができる。
- 5 委員長は、申立人及び当該議員からそれぞれ聴取等により慎重に事実関係の調査を行い、申立人分はハラスメント事実関係等調査報告書（申立人）（別記様式第2号）に、当該議員分はハラスメント事実関係等調査報告書（当該議員）（別記様式第3号）により報告書を作成し、議長に報告するものとする。
- 6 委員会で配布した資料は、当日の会議終了後、事務局長が回収するものとし、委員の持ち帰りは認めない。

(公表等)

第7条 当該報告書にハラスメントの事実認定があったとき、議長は条例第8条第1項の規定に基づき必要な措置を講じなければならない。

- 2 議長は必要な措置を終えた後、事務局長に命じ当該報告書等を厳重に保管させるものとし、複写等により当該報告書等を所持してはならない。
- 3 条例第8条第2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 渋川市議会広報（議会だより）への掲載
- (2) 渋川市議会ホームページへの掲載
- (3) その他議長が適当と認める方法

（結果通知）

第8条 議長は、第6条第5項の規定による報告を受けたときは、ハラスメント苦情申立て等対応結果通知書（別記様式第4号）により、結果を申立人に通知するものとする。

（秘密の保持）

第9条 議長及び委員は、苦情申立て等の対応又は処理を行うにあたって知り得た秘密を保持するとともに、申立人が不利益を被らないよう特段の注意を払わなければならない。議長及び委員がその職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

ハラスメント苦情申立て等整理簿

申立日時	年 月 日 ()	
申立人	所 属	
	職・氏名	
相談受付者	職・氏名	
ハラスメント等の内容		
申立人の意向		

様式第2号（第6条関係）

ハラスメント事実関係等調査報告書（申立人）

ハラスメント 発生日時 及び場所	日 時	年 月 日 () 時 分頃
	場 所	
申立人	所 属	
	職・氏名	
確認事項		
備 考		

様式第 3 号（第 6 条関係）

ハラスメント事実関係等調査報告書（当該議員）

ハラスメント 発生日時 及び場所	日時	年 月 日（ ） 時 分頃
	場所	
当該議員氏名		
確認事項		
備 考		

様式第 4 号（第 8 条関係）

ハラスメント苦情申立て等対応結果通知書

申立日時	年 月 日（ ）	
申立人	所 属	
	職・氏名	様
苦情申立て等の 内容		
審査委員会での 審査結果、及び 市議会としての 対応		
報告日		
報告者職・氏名	渋川市議会議長	

○渋川市議会ハラスメント防止条例

令和6年12月16日

条例第32号

渋川市議会（以下「議会」という。）は、渋川市政の発展、市民の福祉の向上をはじめ、基本的人権及び個人の尊厳を尊重し、議会活動を行っている。

渋川市議会議員（以下「議員」という。）は、常に高い倫理観を保持し、議会の構成員としての自覚のもと議員活動を行っている。議員活動を行うに当たり、渋川市役所職員（以下「職員」という。）に対しては、対等の立場として相互の信頼感を大切に接しなければならない。

ハラスメントは、他の者の人格及び尊厳を侵す人権問題であり、職員等の業務及び議員活動並びに市民の福祉に支障をきたし、議会及び議員の社会的信用及び信頼を失うこととなる。

議会は、ハラスメントの防止、根絶に努め、市民から信頼される議会を目指すことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、議員間のハラスメント及び議員から職員に対するハラスメントを防止し、及び根絶するために必要な事項を定め、もって市民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

- （1） 言葉、行為等により他の者を傷つけ、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為
- （2） 社会的又は性的な差別により、他の者に精神的又は身体的な苦痛を与える行為
- （3） 職務上の地位、役職等の優位性を背景に、適正な職権の範囲を超えて、他の者に精神的又は身体的な苦痛を与える行為
- （4） 個人のプライバシーを侵害し、他の者を傷つける行為

2 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員間及び議員と職員との間において生じたハラスメント事案について適用する。

(議員の責務)

第4条 議員は、高い倫理観を保持し、何人に対してもハラスメントを行ってはならない。

(議長の責務)

第5条 議長は、議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントに関する相談及び苦情申立てを受けたときには、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

(相談窓口の設置)

第6条 議長は、議員によるハラスメントに関する相談及び苦情申立てを受け付けるため、議会事務局内にハラスメント相談窓口を設置する。

2 前項において相談及び苦情申立てを受けたときは、議会事務局長は、関係者のプライバシーに配慮して遅滞なくその旨を議長に報告しなければならない。

(審査会の設置)

第7条 議長は、苦情申立てがあつたときは、審査会を設置する。

2 審査会は、申立人及び当該議員から聴取し事実関係の調査を行うものとする。

3 審査会は、弁護士等の有識者から意見を求めることができる。

(公表等)

第8条 議長は、審査会により議員によるハラスメントの事実があると認定されたときは、ハラスメントを行った議員に対して、指導、助言、注意その他必要な措置を講じるものとする。

2 議長は、審査会において議員によるハラスメントの事実があると認定されたときは、議員全員協議会を開催し、当該概要及び議員名を報告の後、当該ハラスメントを行った議員の氏名を公表することができる。

(議長職務の代行)

第 9 条 議長がハラスメントの当事者となった場合は副議長が、議長及び副議長がハラスメントの当事者となった場合は議長及び副議長を除く年長の議員がこの条例に規定する議長の職務を行うものとする。

(研修等)

第 10 条 議長は、議員によるハラスメントの防止のため、議員に対し必要に応じて研修等を行うものとする。

(調査等)

第 11 条 議長は、議員によるハラスメントの実態調査のため、職員に対し必要に応じてアンケート調査を行うものとする。

(守秘義務)

第 12 条 議員及び職員は、ハラスメントの当事者及び関係者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

動画配信の課題について

課 題		第3分科会協議結果
①	放映する会議の範囲	4常任委員会のみからスタートし、様子をみていく
②	映像編集する範囲	休憩及び秘密会のみカット
③	配信形態	YouTube
④	個人情報の発言の取扱い	個人情報の発言には配慮しつつ、万が一発言してしまった場合は音消しにて対応
⑤	傍聴が許可されなかった場合の映像配信の取扱いについて	傍聴が許可されなかった会議は配信しない
⑥	傍聴者が映像に映り込んでしまう可能性があることについて	傍聴受付簿に映像配信により傍聴人が映り込んでしまう可能性がある旨記載し、承諾を得る。承諾を得られない場合は音声のみ聞いていただくか、映らない場所に誘導する等配慮
⑦	運用基準の作成	別紙1を参照

渋川市議会Y o u T u b eチャンネル運用方針

1. 目的

渋川市議会（以下「市議会」という。）は、議会活動等の動画を投稿し、公開することにより、広く市民に市議会の取り組みを知っていただくため、渋川市議会Y o u T u b eチャンネルを開設します。

2. Y o u T u b eチャンネル名

渋川市議会チャンネル

(URL <https://www.youtube.com/channel/〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇>)

3. 発信内容

渋川市議会議長が認めた市議会の活動内容を伝える動画。ただし、委員会等の会議の配信内容は市議会の公式記録ではありません。

4. 管理運営

渋川市議会事務局（以下「議会事務局」という。）

5. 運用方法

本チャンネルは、情報発信の手段として運用するため、動画等に対するコメントの投稿を停止して運用します。

動画等へのご意見、ご質問等がある場合は、議会事務局へお問い合わせください。

6. 著作権

本チャンネルに掲載されている全ての情報（写真、イラスト、音声、動画、記事等）の著作権は、市議会及び市議会以外の正当な権利を有する者に帰属します。また、本チャンネルの内容については、「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製、転用することはできません。

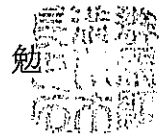
7. 注意事項

- ・市議会は、利用者が当チャンネルで配信した情報を利用したこと、または利用できなかったことにより被った損害等について、いかなる場合も一切の責任を負いません。
- ・市議会は当チャンネルに関連して、利用者間もしくは、利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じた損害等について、一切の責任を負いません。
- ・市議会は、予告なく当チャンネルの運用方針の変更、運用方法の見直し、または運用を中止する場合があります。

総第198号
令和7年3月21日

渋川市議会議長 安カ川 信之 様

渋川市長 高 木



市議会本会議、委員会等出席職員等の服装について（協議）

働き方改革の一環として本市職員の執務中の服装に関して、令和7年4月1日から現行のクールビズ期間（5月から10月まで）の服装はそのまま継続し、その他の期間（11月から4月まで）についてもノーネクタイでの勤務を可とすることとしました。

また、7月から8月までについてはハワイアンフェスティバルのPRと快適に勤務ができる環境の実現（暑さ対策）のため、アロハシャツでの勤務を可とすることとしました。

つきましては、市議会本会議、委員会等に出席する際の職員等の服装などに係る対応につきまして、いかがすべきかについて御協議申し上げます。

波議第25号

令和7年3月26日

波川市長 高 木 勉 様

波川市議会議長 安 カ 川 信 之



市議会本会議、委員会等出席職員等の服装について（回答）

令和7年3月21日付け総第198号で協議のありました標記のことについて、下記のとおり回答いたします。

記

市議会本会議、委員会等に出席する職員等の通年ノーネクタイを認める。

なお、上着については、本会議においては議場入場時は着用することとするが、入場後は気温等に応じて着脱は個人の判断とする。委員会においては上着の着用は個人の判断とする。